

姫路市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）の規定により姫路市長（以下「市長」という。）が行う認定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までの基準をいう。
- (2) 登録省エネ判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 指定確認検査機関 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関であるものに限る。）をいう。
- (5) 登録省エネ判定機関等 登録省エネ判定機関、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関をいう。

(登録省エネ判定機関等の技術的審査)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号の基準に適合していることについて、住宅のみの用途に供する建築物にあっては登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関、住宅以外の用途に供する建築物にあっては登録省エネ判定機関又は指定確認検査機関による技術的審査を受

けるものとする。

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた登録省エネ判定機関等が発行する認定基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下「適合証」という。）を認定申請書に添付するものとする。

（事前相談）

第4条 申請者は、当該申請を円滑に行うため、その申請手続を行おうとする日の21日以上前（法第54条第2項の規定による申し出をしようとする者にあつては、その申請手続を行おうとする日の35日以上前）までに、市長に相談をすることができる。

（認定申請の時期）

第5条 法第53条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の認定申請は、当該計画にかかる建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

（添付図書）

第6条 規則第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の規定により登録省エネ判定機関等の技術的審査を受けた登録省エネ判定機関等が交付する適合証（確認印が押印された添付図書を含む。）又は認定対象建築物が一戸建ての住宅の場合において、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5、6、7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している旨の品確法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又はその部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

(3) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(4) その他市長が必要と認める図書

2 規則第41条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に定める図書を添付した場合にあつては、規則第41条第1項の表(ろ)項及び(は)項に掲げる図書

(2) 住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあつては、当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(3) 型式住宅部分等製造者認定書の写しを添付した場合にあつては、当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(4) その他市長が不要と認める図書

(取りやめ等届)

第7条 申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 認定建築主は、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとする場合は、遅滞なく、取りやめ届(様式第2号)に規則第43条の規定による認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(認定等しない旨の通知)

第8条 市長は、法第53条第1項の規定による認定の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定しないものとし、その旨を不認定通知書により通知するものとする。

(1) 申請図書に不備があり、計画が認定基準に適合するかどうか不明のとき。

(2) 申請図書に明らかな虚偽があるとき。

(3) 計画が認定基準に適合していないとき。

(4) 法第54条第6項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けたとき。

(報告の徴収)

第9条 認定建築主は、市長がその必要を認めたときは、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況に関して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築の工事が完了したとき 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第3号)及び市長が必要と認める書類
- (2) 認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡したとき 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物(住戸)の名義を変更した旨の報告書(様式第4号)及び市長が必要と認める書類
- (3) 市長が特に報告の必要を認めたとき 低炭素建築物の新築等の状況に関する報告書

(認定の取り消し)

第10条 法第58条の規定による認定を取り消したときは、認定建築主に対し、その旨を認定取消通知書により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。